

例えばこんなトラブルで



困っていませんか？



お問い合わせ先 廿日市市消費生活センター
TEL(0829)31-1841

《相談内容》

友人から10万円分の仮想通貨を購入するよう勧められた。契約すると、グループに加入し、グループ単位で、仮想通貨を購入したり、分け合ったりできると説明されたが、内容について全く理解できなかった。友人からの勧誘なので、断りにくい。どうしたらよいか。
(50歳代 女性)

《アドバイス》

まず、相談者には仮想通貨は、法定通貨と異なり国家による価値の保証がないこと、価格変動のリスクがあり、必ず儲かることはありえないことなどを説明しました。そして、契約内容を理解できないのであれば、申込みは勧められないとの助言をしました。

仮想通貨については、知人からの勧誘やセミナーでの勧誘から、トラブルになった事例が寄せられています。また、4月からは改正資金決済法等の施行により、新制度がスタートしています。契約前に以下のチェックポイントを参考にしてください。

◆新制度の主な内容

•登録制の導入

事業者は、金融庁・財務局の登録を受けなければ、仮想通貨交換業（※）を行なうことができません。

•適切な情報提供

事業者は、利用者に対し、取り扱う仮想通貨の仕組みや手数料等について説明することが義務付けられました。

(※) 仮想通貨交換業とは、仮想通貨と法定通貨又は仮想通貨同士の交換や交換に際して利用者の金銭や仮想通貨を管理する業務

◆契約前のチェックポイント

• 契約先が登録を受けた事業者か確認しましたか？

• 取引する仮想通貨の仕組みや手数料などについて説明を受けましたか？

出典：広島県環境県民局消費生活課発行
「くらしのフレッシュ便」平成29年5月号

